

使用開始日  
2025年6月11日

## 高金利通貨ファンド

追加型投信／海外／債券

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                             |          |                           |               |                         |
|---------|--------|-------------------|----------------------------------|----------|---------------------------|---------------|-------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                           | 決算頻度     | 投資対象地域                    | 投資形態          | 為替<br>ヘッジ <sup>※2</sup> |
| 追加型     | 海外     | 債券                | その他資産<br>(投資信託証券 <sup>※1</sup> ) | 年12回(毎月) | グローバル<br>(除く日本)<br>エマージング | ファミリー<br>ファンド | なし                      |

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券 公債 高格付け」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

この目論見書により行う「高金利通貨ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年6月10日に関東財務局長に提出しており、2025年6月11日にその効力が生じております。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

### アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号  
設立年月日:1985年7月1日  
資本金:20億円(2025年3月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:19兆1,884億円  
(2025年3月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

### 三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

主として世界各国の公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 新興国を中心とする世界の高金利通貨建債券に、主としてグローバル高金利通貨マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)を通じて分散投資を行います。

●当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。

●新興国を中心とする世界の国の中から、主として地域分散と金利水準の観点により選定した複数の通貨建ての債券に実質的に分散投資を行います。

●通貨配分は、北米・中南米、欧州、アジア・オセアニア、中東・アフリカの4地域について、それぞれ25%程度とすることを基本とします。各地域内における通貨配分は、金利水準や金利・為替動向、流動性などを勘案して決定します。

※流動性の低下、市場規模の縮小、通貨制度の変更などにより、各地域に対する通貨配分比率を25%程度にできない場合があります。

●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

**2** 国際機関債や政府機関債、州政府債を中心とする信用力の高い債券に実質的に投資します。

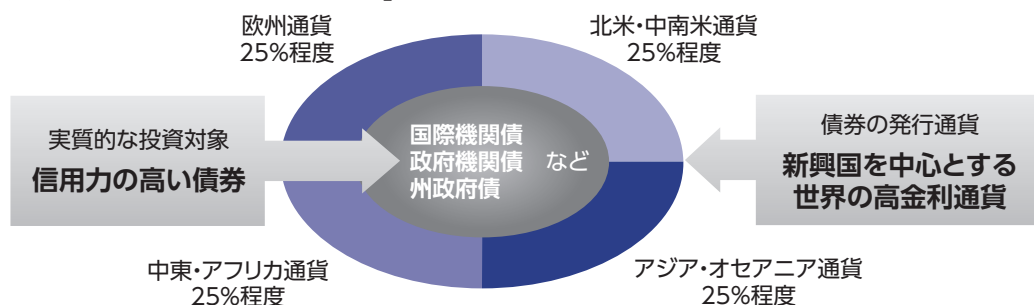
●投資する債券は、国際機関債、政府機関債、州政府債を中心とし、AA/Aa2格以上の信用格付けを付与されているものに限定することで信用リスクの低減を目指します。

※取得時において、S&Pグローバル・レーティングまたはムーディーズ・インベスターズ・サービスのいずれかより当該信用格付けを付与されているものとします。

●組入債券の平均残存期間は1～3年程度とし、金利変動リスクの低減を目指します。

●債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

【投資対象と通貨配分のイメージ図】



### 国際機関債

主に全世界または特定地域の経済発展のために設立された機関が発行する債券です。複数の先進国が中心となって出資・運営・監督しているため、極めて高い信用力を有しています。

### 政府機関債

各国の政府関連機関が発行する債券です。中央政府の保証が付与されているものは政府保証債と呼ばれ、その国の中央政府と同等の信用力を有しているものとみなされています。

### 州政府債

各国の州政府が直接または財務公社などを通じて発行する債券です。

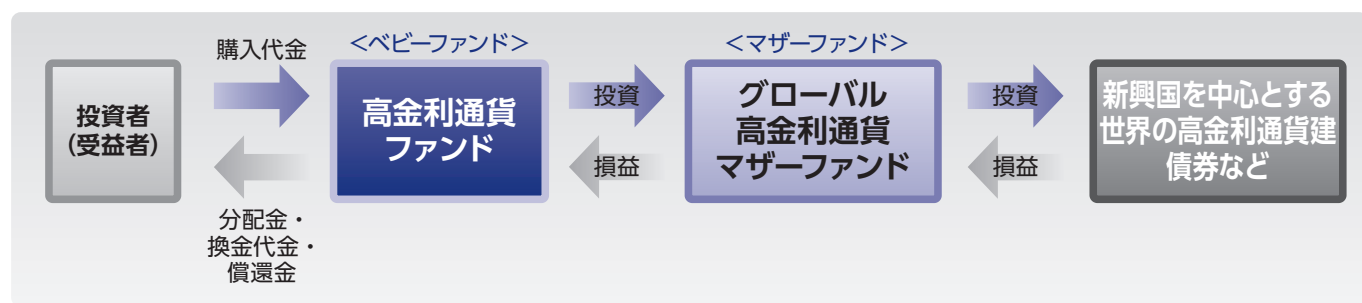


# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの仕組み

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド(当ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド(当ファンド)で世界各国の公社債などを直接組み入れる場合があります。

## ■ 主な投資制限

|             |                                                                                           |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式への投資割合    | 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得したものに限り、 |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。                                                                  |

## ■ 分配方針

原則として、毎月8日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を基礎として安定した分配を行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆上記にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

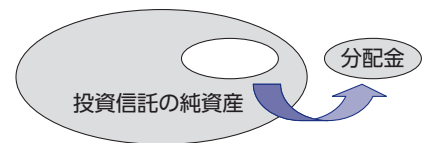


# ファンドの目的・特色

## 収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



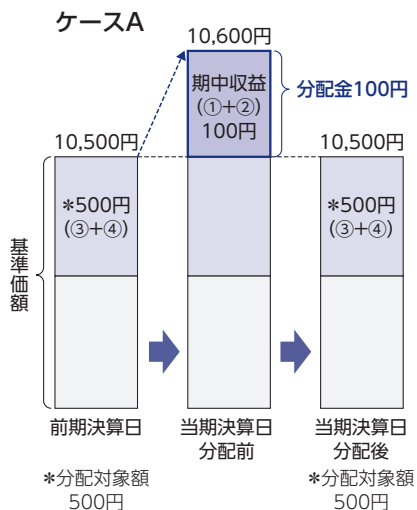
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係(イメージ)

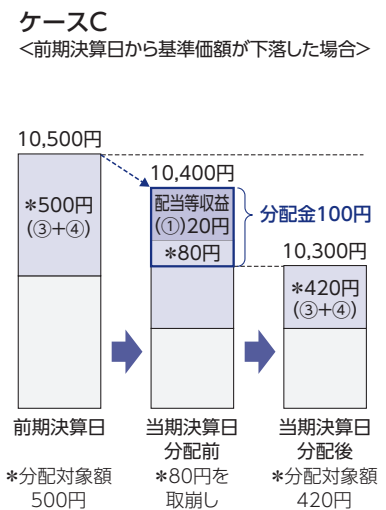
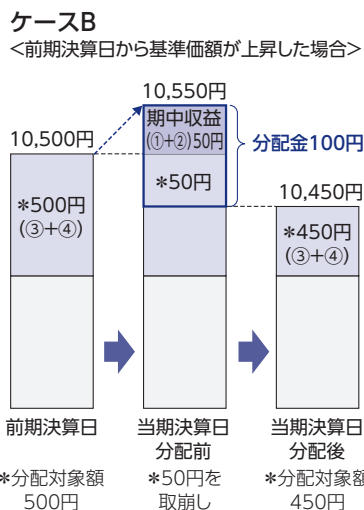
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

#### 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



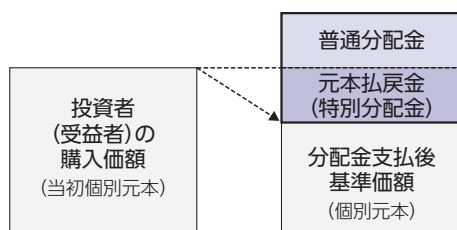
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円  
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円  
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。  
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

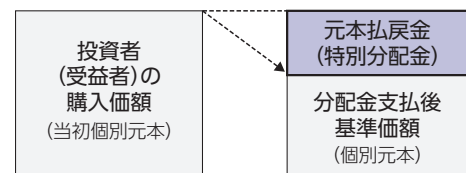
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

### 為替変動 リスク

**為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。**

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

### 金利変動 リスク

**金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。**

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

### 信用 リスク

**公社債などの格付けの引き下げ等は、基準価額の下落要因となります。**

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

### カントリー リスク

**投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。**

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

### 流動性 リスク

**投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。**

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



# 投資リスク

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）において、設定・換金や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

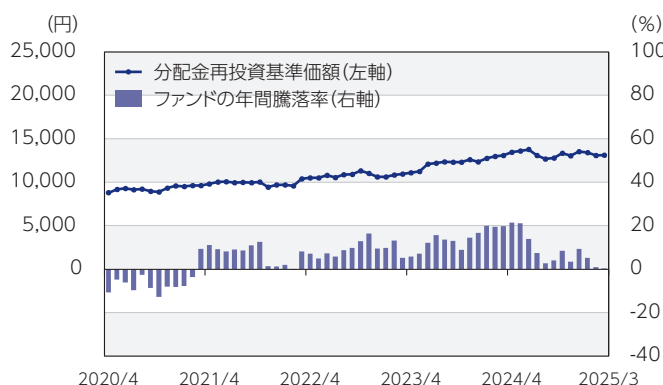
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



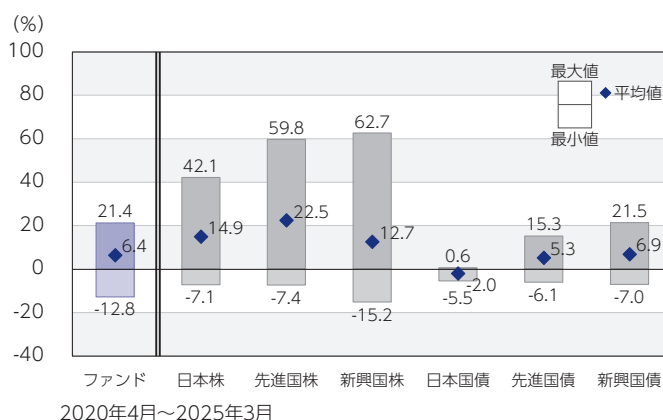
# 投資リスク

## <参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

|      |                                        |                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株  | 東証株価指数 (TOPIX)<br>(配当込み)               | 「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。                   |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み、円ベース)         | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                                                               |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス<br>(配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                                                                 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債                           | 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本、円ベース)          | 「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。                                                        |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)     | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                                         |

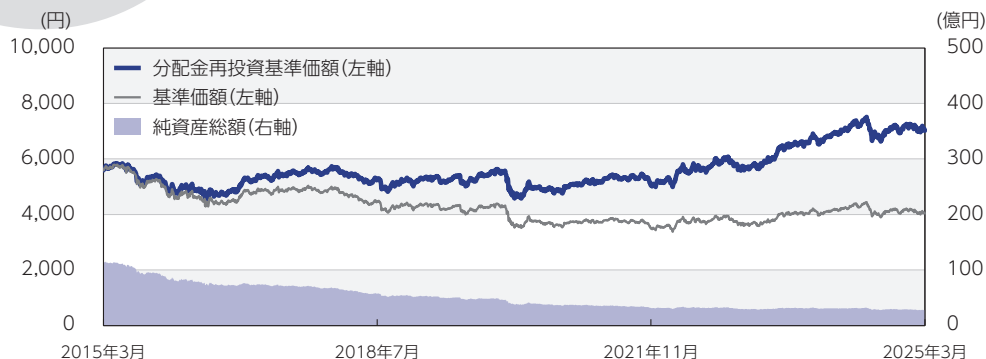
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



# 運用実績

データの基準日:2025年3月31日

## 基準価額・純資産の推移 《2015年3月31日～2025年3月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2008年3月14日)

## 分配の推移(税引前)

|          |        |
|----------|--------|
| 2024年11月 | 15円    |
| 2024年12月 | 15円    |
| 2025年 1月 | 15円    |
| 2025年 2月 | 15円    |
| 2025年 3月 | 15円    |
| 直近1年間累計  | 180円   |
| 設定来累計    | 6,540円 |

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名               | 比率(%) |
|----|-------------------|-------|
| 1  | グローバル高金利通貨マザーファンド | 98.59 |

■グローバル高金利通貨マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

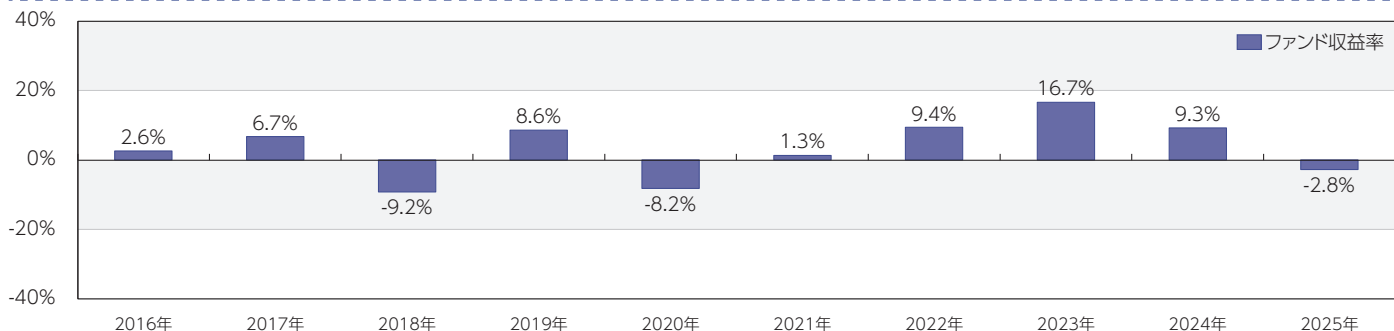
資産の状況

| 資産の種類                 | 比率(%)  |
|-----------------------|--------|
| 特殊債券                  | 96.27  |
| 内 国際機関                | 94.50  |
| 内 ノルウェー               | 1.77   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 3.73   |
| 合計(純資産総額)             | 100.00 |

組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名                | 種類   | 国/地域 | 利率(%) | 償還日       | 比率(%) |
|----|--------------------|------|------|-------|-----------|-------|
| 1  | IFC 4.25 07/16/25  | 特殊債券 | 国際機関 | 4.25  | 2025/7/16 | 9.21  |
| 2  | EIB 8.0 05/05/27   | 特殊債券 | 国際機関 | 8     | 2027/5/5  | 8.72  |
| 3  | EIB 1.0 02/15/27   | 特殊債券 | 国際機関 | 1     | 2027/2/15 | 8.44  |
| 4  | IBRD 4.6 02/09/26  | 特殊債券 | 国際機関 | 4.6   | 2026/2/9  | 8.29  |
| 5  | IBRD 4.25 01/22/26 | 特殊債券 | 国際機関 | 4.25  | 2026/1/22 | 7.85  |
| 6  | EBRD 28.0 09/27/27 | 特殊債券 | 国際機関 | 28    | 2027/9/27 | 6.66  |
| 7  | EIB 3.75 05/09/28  | 特殊債券 | 国際機関 | 3.75  | 2028/5/9  | 6.26  |
| 8  | IBRD 6.75 09/08/27 | 特殊債券 | 国際機関 | 6.75  | 2027/9/8  | 5.54  |
| 9  | EBRD 04/12/27      | 特殊債券 | 国際機関 | —     | 2027/4/12 | 4.46  |
| 10 | EIB 08/25/26       | 特殊債券 | 国際機関 | 2.75  | 2026/8/25 | 4.12  |

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

|                                           |                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                                   | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)                                                                                                                   |
| 購 入 価 額                                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                                 |
| 購 入 代 金                                   | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                  |
| 換 金 単 位                                   | 販売会社が定める単位                                                                                                                              |
| 換 金 価 額                                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額                                                                                                       |
| 換 金 代 金                                   | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                                       |
| 申 込 締 切 時 間                               | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                               |
| 購入の申込期間                                   | 2025年6月11日から2025年12月8日まで<br>※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                                                      |
| 購 入 ・ 換 金<br>申 込 不 可 日                    | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日   ・ロンドン証券取引所の休業日<br>・ニューヨークの銀行の休業日       ・ロンドンの銀行の休業日                          |
| 換 金 制 限                                   | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                |
| 購 入 ・ 換 金<br>申 込 受 付 の<br>中 止 お よ び 取 消 し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。                              |
| 信 託 期 間                                   | 無期限(2008年3月14日設定)                                                                                                                       |
| 繰 上 償 還                                   | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。<br>・受益権の総口数が5億口を下回った場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合<br>・やむを得ない事情が発生した場合 |
| 決 算 日                                     | 毎月8日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                       |
| 収 益 分 配                                   | 年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。     |
| 信託金の限度額                                   | 5,000億円                                                                                                                                 |
| 公 告                                       | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a> )に掲載します。                              |
| 運 用 報 告 書                                 | 3月、9月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。                                                                                         |
| 課 税 関 係                                   | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。     |



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。<br>購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.1%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。                                                                              |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                   |         |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.1%(税抜1.0%)</b><br>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率<br>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。                              |         |
|                  | 支払先                                                                                                                                                               | 内訳(税抜)  |
|                  | 委託会社                                                                                                                                                              | 年率0.45% |
|                  | 販売会社                                                                                                                                                              | 年率0.50% |
| その他の費用・手数料       | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価                                                                                                                                  |         |
|                  | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価                                                                                                                         |         |
| その他の費用・手数料       | 受託会社                                                                                                                                                              | 年率0.05% |
|                  | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価                                                                                                                                     |         |
| その他の費用・手数料       | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。                                                                                                                   |         |
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>・外国での資産の保管等に要する費用</li> <li>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用</li> </ul> 等 |         |
|                  | 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。                                                                                                 |         |
|                  | ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。                                                                                                   |         |

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

### ■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                | 項目        | 税金                                            |
|-------------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時               | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 手続・手数料等

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

| 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|-----------|------------|-----------|
| 1.11%     | 1.10%      | 0.02%     |

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年9月10日～2025年3月10日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

